

資料

平成 30 年度

国の予算編成に対する重点要請書

平成 29 年 6 月

川崎市

川崎市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、平成29年4月に人口が150万人を超え、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきております。

こうした川崎をさらに、一歩先へ、もっと先へ進めるため、平成28年3月に策定した「川崎市総合計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち　かわさき」の実現をめざした取組を推進しているところです。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

このためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることができます。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として取りまとめました。

つきましては、平成30年度国家予算編成において、本市の要請事項について、特段の御配慮をお願いいたします。

平成29年6月

川崎市長 福田 紀彦

重 点 要 請 事 項

○ 安心のふるさとづくり

地方税財源の充実確保について	1
ふるさと納税に係る財政措置について【新規要請項目】	3
障害者制度改革に係る財政措置等について	5
「介護サービス制度」の改善について	7
セーフティネットの更なる充実等について	9
保育所等待機児童の解消に向けた取組の更なる推進と保育の質の確保に向けた 支援及び子どもの医療費の助成の在り方の検討について	11
安全・安心で良好な教育環境の充実について	13

○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における	
特区の取組推進とイノベーション創出について・・・・	15
“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について・・・・・・	17
羽田連絡道路をはじめとする	
臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・・・	19

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

■ 要請事項

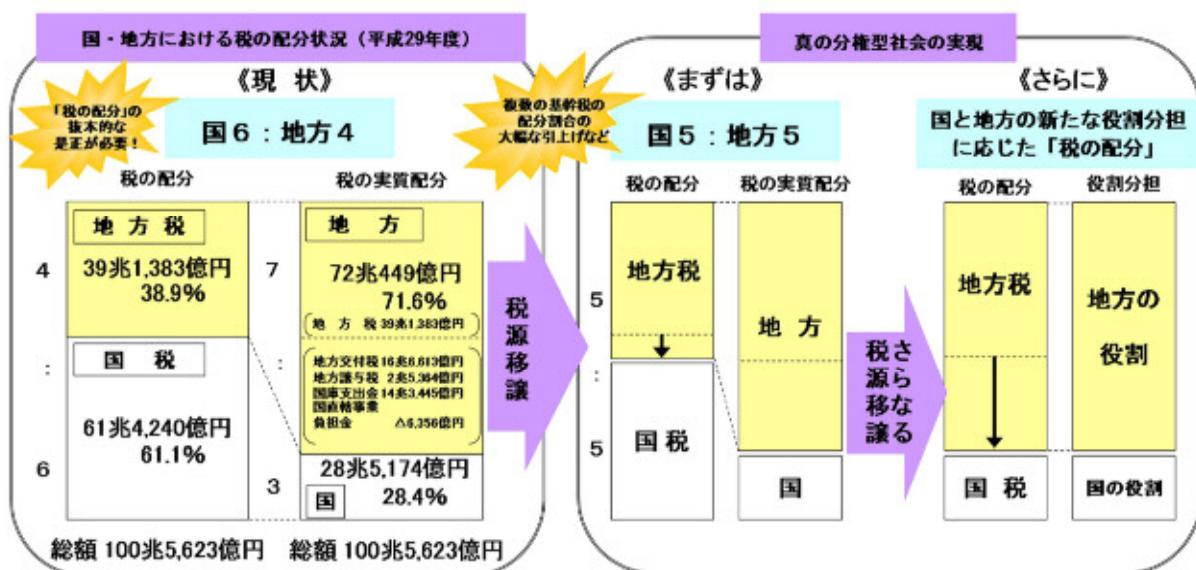
- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」を、まずは5：5となるようにすること。さらに、地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 4 まち・ひと・しごと創生に係る地方創生推進交付金等は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、より自由度の高い制度とすること。

■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進めることが重要です。
- 指定都市は、圏域の中核都市としての役割や人口の集中・産業の集積に伴う大都市特有の財政需要を抱えています。加えて、指定都市には事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。

- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。
それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続きの簡素化等を図るべきです。
 - 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業については、交付金の対象となるよう必要額を確保するとともに、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。

国・地方間の税源配分の是正



注 地方法人税の拡大の影響により、今後、市町村と国との税の配分格差がさらに拡大する。

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額 (平成29年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している経費 (特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

193億円
地方自治法に基づくもの
土木出張所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

147億円

税制上の
措置不足額

注 道府県費教職員の給与負担に係る経費を除く

これに加え、道府県から指定都市への事務移譲・権限移譲に伴い、所要額について税制上の措置が必要！！

この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課 TEL 044-200-2164
財政局財政部限控課 TEL 044-200-2188
財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

ふるさと納税に係る財政措置について

【総務省】

■ 要請事項

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、本来国が負担すべき所得税に係る控除分まで個人住民税から控除される制度となっていることから、当該減収分について財政措置をすること。

■ 要請の背景

- ふるさと納税制度は、納税の大切さ、ふるさとの大切さの再認識、自治意識の進化に役立つという意義から、都道府県及び市区町村に対する寄附について、所得税及び個人住民税から控除される制度として、平成20年度税制改正によって導入されました。
- 平成27年度税制改正において、特例控除額の上限が所得割の10%から20%に引き上げられるとともに、控除申請の簡素化の仕組みである「ふるさと納税ワンストップ特例」制度が創設されました。この特例が適用される場合には、本来、国税である所得税から控除すべき税額が、寄附者が居住する地方自治体の個人住民税から控除されますが、税収減については地方交付税制度による措置がなされます。
- しかしながら、地方交付税の不交付団体は、減額となった税収がそのまま当該団体の歳入の減につながります。平成20年度に住宅借入金等特別税額控除を住民税から控除するよう制度変更された際に、地方自治体の減収分は地方特例交付金により補てんすることとしたのと同様の措置が必要です。

■ 本市における影響額

- 平成28年度当初予算ベース

市民税：69百万円 (県民税：46百万円)

◆確定申告時とワンストップ特例制度適用時との比較

(例：年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円のふるさと納税をした場合)

【確定申告を行う場合】

適用下限額	所得税控除額	住民税控除額
0.2万円	2万円	7.8万円



【ワンストップ特例制度の適用を受けた場合】

適用下限額	住民税控除額	住民税控除額
0.2万円	2万円	7.8万円



住民税控除額が7.8万円→9.8万円へ

影響額については地方特例交付金などによる措置が必要

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 障害者総合支援法に基づく生活介護サービス等の報酬について、現状を踏まえ、適切な単価を設定すること。
- 2 地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。
- 3 就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、十分な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

○ 障害児については、平成24年4月に児童福祉法において、「放課後等デイサービス」等により、授業の終了後又は学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う支援を行うことで、結果として、御家族のレスパイトや就労支援に役立っています。しかしながら、特別支援学校等を卒業し、障害者総合支援法上のサービス利用となると、特に生活介護の事業所に通所し、16時から17時には帰宅し、一人でいることが困難な場合、御家族の就労継続が困難になることなど、障害児と同様な制度の充実を求める声が年々増加していることから、生活介護事業所における延長支援の充実が求められている状況です。生活介護事業所からは、採算性や職員体制を確保するために十分な報酬になっていないといった御意見をいただいており、当該加算の見直しが必要です。

○ 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の地域における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、全国一律の法定障害福祉サービスと併せて、自治体の裁量において地域の実情やニーズに沿った様々な支援を提供する地域生活支援事業を位置づけております。この事業は障害者が地域で生活していくうえで必要不可欠なものであり、今後も事業を安定的に継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要がありますが、国からの補助金は、要綱に基づく交付額に達していない状況が続いているます。

- 障害者就業・生活支援センター事業は、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も不可欠であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供する重要な役割を担っております。本市においても、障害者就業・生活支援センター事業へのニーズが年々増加していることから、障害者就業・生活支援センターの他に2か所の本市単独事業である障害者就労援助センターを設置し、対応を図っているところです。今後においても障害者就業・生活支援センターの利用者数の増加が益々見込まれるため、各都道府県の指定する障害保健福祉圏域ごとに1箇所の設置という國の方針を見直し、利用者の実態に応じた支援が必要となっています。

■ 費用

- 平成30年度地域生活支援事業費 約16億円 (国費1/2 約8億円)

■ 効果等

- 国と自治体の負担責任の適正化
- 障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

(表1) 地域生活支援事業の実績【平成27年度実績額】

(単位:百万円)

事 業 費	要綱に基づく 交付額 (A)	交付額 (B)	川崎市超過負担分 (A) - (B)
1, 490	745	472	273

(表2) 障害者就業・生活支援センター等登録者数の推移

(単位:人)

	設置数	H24	H25	H26	H27
障害者就業・生活支援センター (国庫補助対象)	1か所	267	327	410	450
障害者就労援助センター (本市単独設置)	2か所	427	502	649	699
合 計	3か所	694	829	1,059	1,149

「介護サービス制度」の改善について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 要介護度等の改善・維持を図った介護サービス提供事業者に対し、インセンティブを付与するなど、新たな介護報酬制度の構築に向けて取組を進めること。
- 2 自治体が独自に取り組む事業に対する補助制度を創設し、新たな介護報酬制度を構築するまでの間、財政支援すること。

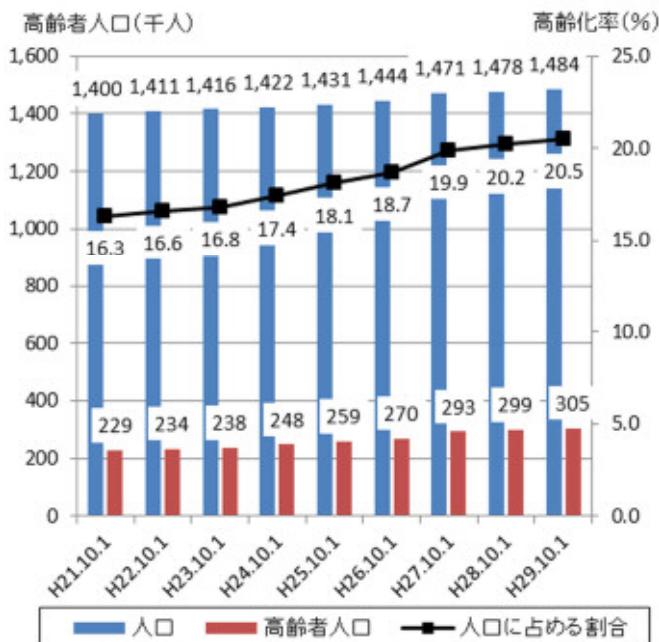
■ 要請の背景

- 高齢者人口、要介護認定者の増に伴い、介護給付費が増加し、介護保険料も上昇しています。
- 現行の介護報酬制度は、要介護度が改善すると、報酬が減る仕組になっています。
- 要介護度の改善等を図った場合、介護サービス提供事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度に見直しを図ることが必要です。また、長期にわたって、要介護度等を維持した場合にも同様な仕組が必要です。
- 本市では、要介護度等の改善・維持の促進を図る仕組により、無理なく安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいていただけることを目的として、学識経験者や介護関係団体などの有識者から意見をいただきながら検討を行う「かわさき健幸福寿プロジェクト」を府内に設置しております。
- このプロジェクトにおいて、介護サービス提供事業者の質の評価を行い、要介護度や日常生活動作の改善・維持について、効果のあった事業者に対し、一定のインセンティブが付与される新たな仕組を平成28年度から開始しています。

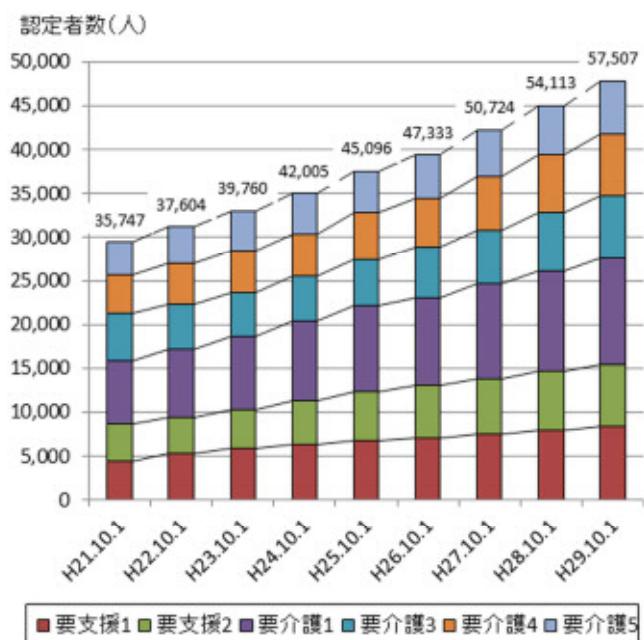
■ 効果等

- 要介護度等の改善・維持が図られた場合、一定のインセンティブが付与される新たな介護報酬制度により、介護保険給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながります。
- 介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制により、超高齢社会にあっても、介護保険制度が維持可能な制度として継続が図られます。
- 実際にサービスを提供している介護現場において、自治体独自の取組により得られた効果等の検証結果を国にフィードバックすることで、新たな介護保険制度の見直しに際し、有効な基礎資料として活用することができます。

高齢者人口の推移



要介護認定者数の推移



介護保険料・給付費の推移

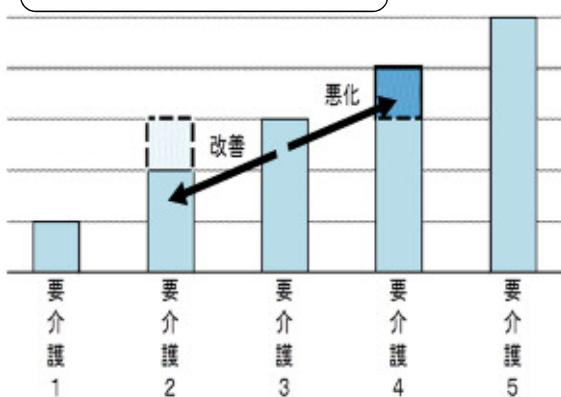
介護保険料・給付費 共に増加傾向



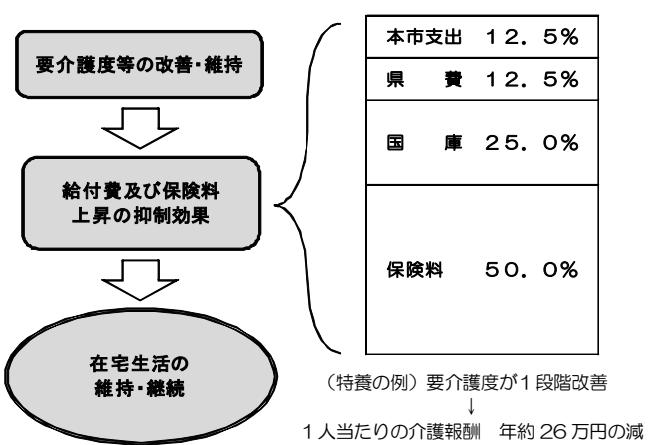
要介護度改善と介護報酬

一人当たりの給付額

要介護度が改善すると
介護報酬が減少する仕組



かわさき健幸寿プロジェクトイメージ図



この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL044-200-2647

セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、法律に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。また、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業などの任意事業については、緊急性に鑑み、国の補助割合を増額すること。

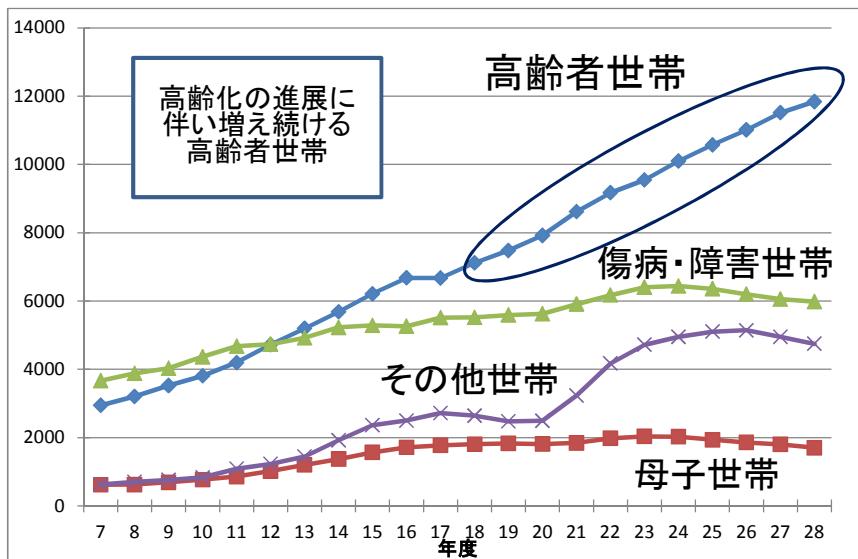
■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、年金制度など社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、医療費の一部自己負担など、生活保護制度の抜本的な見直しについて提案してきました。しかしながら、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は増え続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担すべきものです。
- 平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、本市では、「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJ O Bセンター）」を開設し、生活困窮者の自立に向けて、相談支援を行っています。一方で、国においては、同法に必須事業、任意事業が位置付けられましたが、その事業ごとに国庫負担（補助）基準額が設定され、実質的に国の負担（補助）に上限が示されています。また、学習支援事業は、国がその費用を全額負担し実施してきたところ、同法の施行に伴い、基準額及び補助率が設定されましたが、「貧困の連鎖の防止」に向けて、更なる事業の充実が必要です。併せてホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策を推進することが必要であり、国がその費用の全額を負担すべきものです。

■ 本市の取組

- 生活保護制度については、これまで国の補助金を積極的に活用し自立に向けて多様な就労支援等に取り組んできました。しかしながら、就労能力や就労意欲に欠ける対象者が残っており、更なる就労支援等の構築が必要です。
- 生活困窮者自立支援制度に係る国庫補助（負担）事業について、平成29年度は、市負担分を予算化することで事業実施を図っていますが、平成30年度において、補助基準額が減額されると、適正な事業実施が困難になります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移

[単位:億円]

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H29予算	604	444	160

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国庫補助額について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～平成29年度 ⋯ 制度化による補助率(3/4、2/3、1/2)の削減
(モデル事業(10/10))
- 平成30年度 ⋯ 経過措置の終了による補助基準額の減額 (単位 千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	生活困窮者自立支援法									
	補助率	平成28年度申請額			平成29年度申請予定額			平成30年度見込額 (平成29年度ベース)		
		事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	291,312 <u>(316,800)</u>	218,484	72,828	292,140 <u>(316,800)</u>	219,104	73,036	259,000 <u>(259,000)</u>	194,250	64,750
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)										
③ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(自立相談支援事業)										
④ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(一時生活支援事業)	2/3	182,489 (363,600)	121,659	60,830	208,563 (363,600)	139,041	69,522	208,563 (333,000)	139,041	69,522
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	30,179	22,635	7,544	29,447	22,086	7,361	29,447	22,086	7,361
⑥ 学習支援事業(学習支援事業)	1/2	50,000 (47,500) ※(66,700)	25,000	25,000	54,690 (47,500) ※(66,700)	27,345	27,345	54,690 (47,500) ※(66,700)	27,345	27,345
合計		553,980	387,778	166,202	584,840	407,576	177,264	551,700	382,722	168,978

※学習支援事業補助基準額の66,700千円は、高校中退防止加算額(7,200千円)と家庭訪問加算額(12,000千円)を含む。

この要請文の担当課／健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

保育所等待機児童の解消に向けた取組の更なる推進と保育の質の確保に向けた支援及び子どもの医療費の助成の在り方の検討について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 増大する保育需要に対応するため、保育所・認定こども園・地域型保育事業の新規整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置を継続的に講ずること。
- 2 認可外保育施設の認可保育所等への移行支援を継続するとともに、待機児童対策のため必要となる認可外保育施設職員の待遇改善に係る財政措置を講ずること。
- 3 待機児童対策等に関する新たな施策や制度については、地方公共団体が安定的に活用できるよう継続的な財政措置を講ずるとともに、新年度に円滑な制度導入ができるよう、早期に詳細を明らかにすること。
- 4 幼稚園就園奨励費補助事業に係る市町村に対する実質的な補助を拡充し、市町村の超過負担の解消を図るため必要な財政措置を継続的に講ずること。
- 5 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、国の責任において、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。

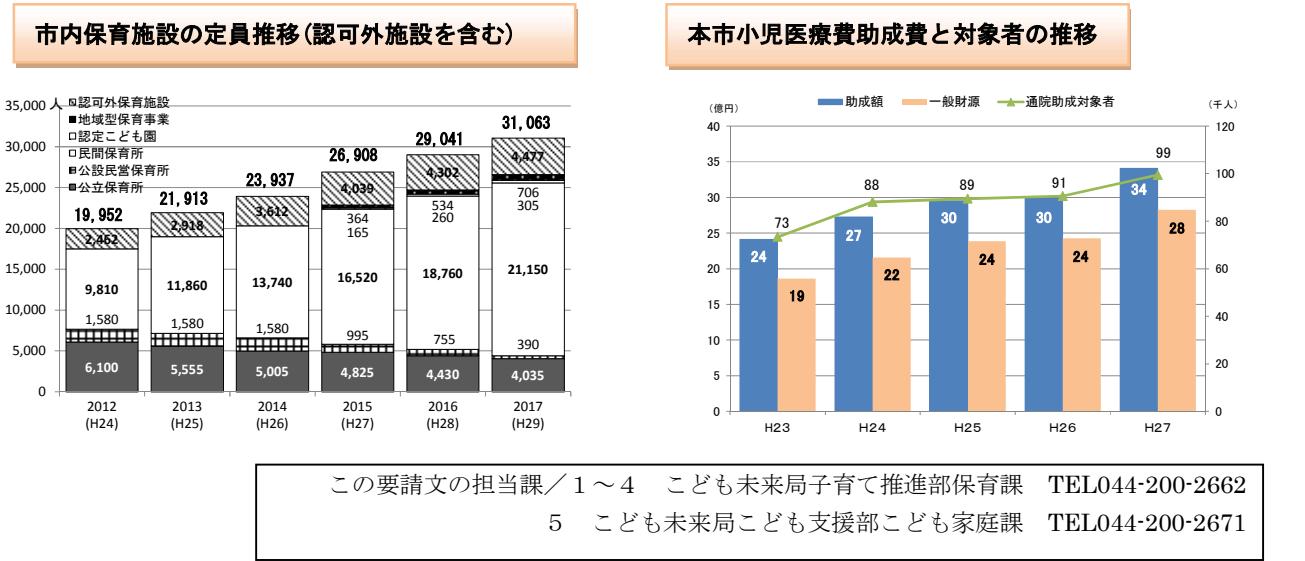
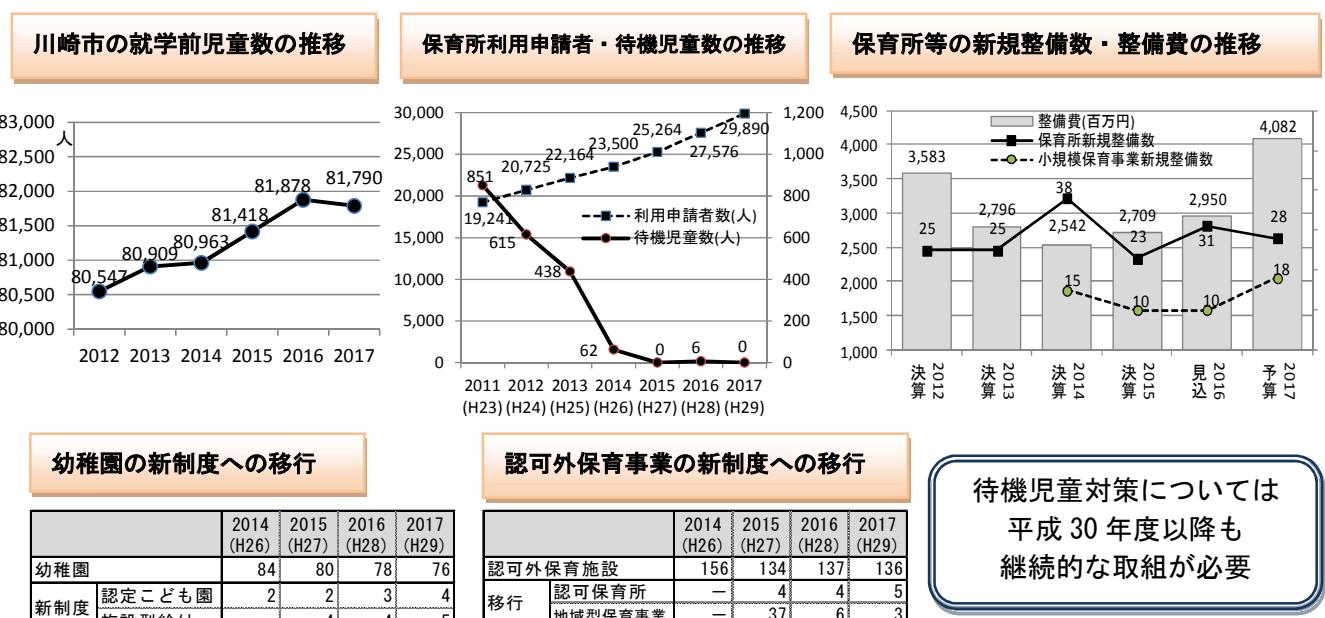
■ 要請の背景

- 本市では、平成28年度に認可保育所と地域型保育事業で1,802人分、幼稚園の認定こども園移行で45人分の保育受入枠を確保し、平成29年4月に向けて前年度比で1,847人増の26,586人分の保育受入枠を確保しました。
このほか、国の緊急施策に基づき、保育士配置の要件緩和の実施(条例改正)や、定員を超過した受け入れ、幼稚園預かり事業の拡大、新設保育所における緊急的な一次預かり事業など、実施可能なあらゆる手段を講じたところです。
しかしながら、市内では多くの大規模集合住宅の建設計画があります。今後も若い共働きの子育て家庭が増加し、保育所等の利用申請者は更なる増加が予想されており、今後も施設整備や保育受入枠の拡大に必要な継続的な財政措置が必要です。
- 本市において、認可外保育施設の認可保育所等への移行や、認可外保育施設の活用は、既存資源を最大限に活用した効率的・効果的で持続可能な待機児童対策ですが、認可外保育施設の運営費は、国の財政的支援がないため、地方公共団体単独による待遇改善支援には限界があり、今年度は認可保育所の待遇改善等加算の充実により格差が広がり、認可外保育施設の安定的な運営に支障を来たす恐れがあります。
- 平成28年度の保育士確保対策の充実等に続き、平成29年度も国の公定価格における認可保育所の待遇改善等加算が充実することとなりました。

待機児童対策が今後も当分継続する見込みの本市にあっては、保育士修学資金等貸付事業等の時限的な措置についても、安定的かつ継続的な財政措置が必要です。また処遇改善等加算なども含め、こうした国新たな制度の詳細が明らかになる時期が、新年度予算案を議会提案した後の2月中旬以降となる傾向があり、結果的に当初予算案に新制度の内容を反映できず、市民や議会への説明に苦慮しております。

- 幼稚園就園奨励費補助事業については、国の補助割合が対象経費の1／3以内とされていますが、実際の交付金額は1／3に達していないため、本市では平成28年度の場合約6,200万円の超過負担をしています。
- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。

本市でも、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てるこことできる環境づくりを進めるため、小児医療費助成制度の拡充に取り組んでいますが、拡充による財政の負担が大きくなっています。



安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 校舎等老朽化対策及び質的整備事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 2 子育て世代流入による児童生徒増加への対応のため、校舎等新增改築事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけて一斉に整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。こうした状況の中で、改修による学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とした長寿命化を推進するため、学校施設長期保全計画を策定し、早期により多くの学校の教育環境の改善を図ることとしています。
また、質的整備については、特に学校トイレの快適化やエレベータ設置について、学校現場や保護者のニーズが高く、計画的な取組が求められています。平成28年度の後半に1,400億円規模の補正予算編成があり、平成29年度に予定していた事業については予算を確保できましたが、学校での施工については時期的な制約も多いことから、円滑な施工には当初予算による十分な財政措置が必要です。

- また、本市においては、大規模な住宅開発等に伴う子育て世代の流入により児童生徒が増加しているため、必要な教室数を確保するなど、良好な教育環境の確保に向けた取組を進める必要があります。こうしたことから、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図るため、新設校の整備や校舎の増築などを進めることとしています。

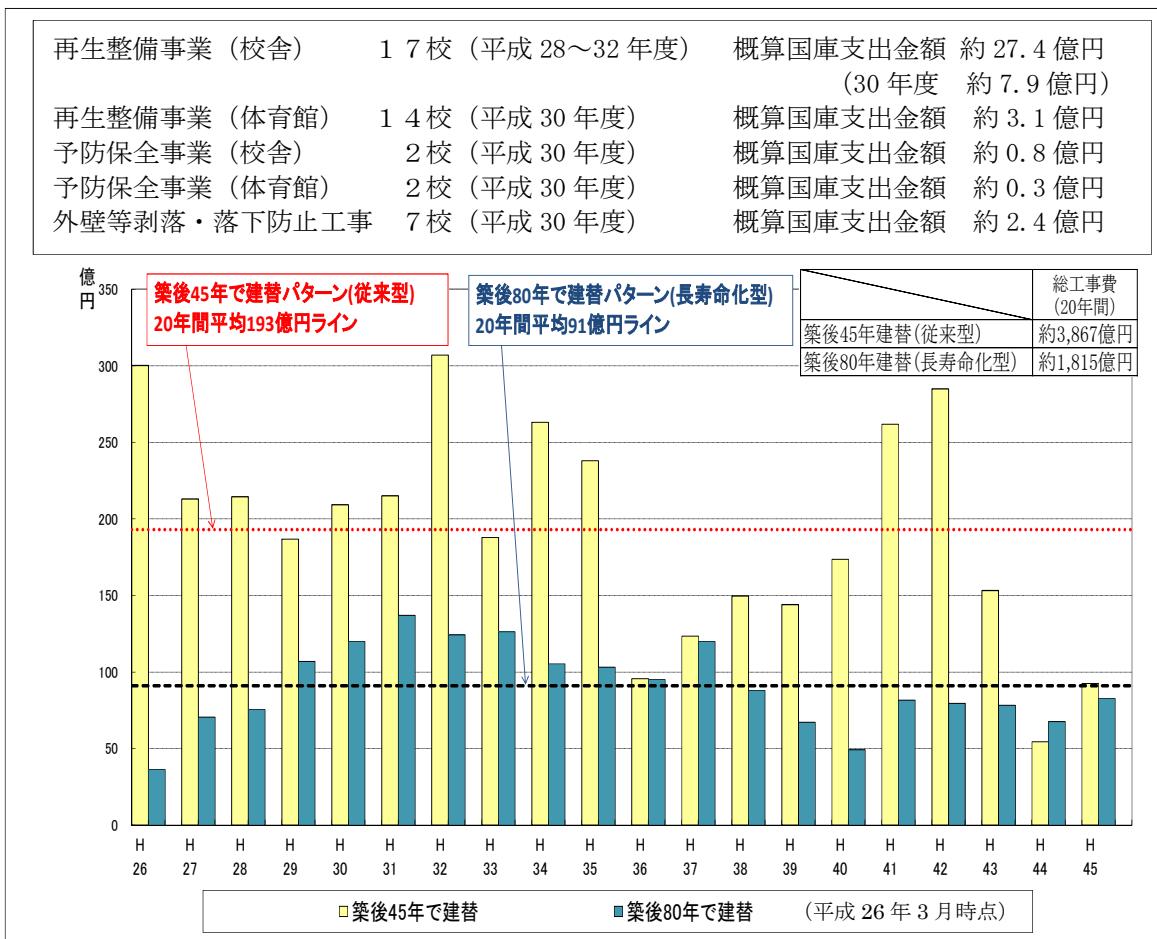
■ 費用

○ 平成30年度計画事業費

- ・ 老朽化等対策事業 42校 事業費 約 111.3億円 (国費 約14.5億円)
- ・ 質的整備事業 12校 事業費 約 5.2億円 (国費 約 1.2億円)
- ・ 児童生徒増加対策事業 4校 事業費 約 83.9億円 (国費 約 7.9億円)

【平成30年度の主な取組み】

老朽化等対策事業計画



質的整備事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
学校トイレ環境整備	7校	平成30年度	約1.0億円
エレベータ設置	5校	平成30年度	約0.2億円

児童生徒急増対策事業計画

○校舎の増築

学校名	事業年度	概算国庫支出金額
下小田中小学校 井田小学校 塚越中学校	平成29～30年度	約4.0億円 (30年度 約2.6億円)

○学校の新設

新設地区	事業年度	概算国庫支出金額
小杉駅周辺地区	平成30年度	約5.3億円

計画事業量に見合う財政措置を講ずること

この要請文の担当課／教育委員会事務局教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271

殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における特区の取組推進とイノベーション創出について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 国家戦略特区については、制度を幅広く活用するために、自主財源で投資活動を行う事業者でも課税の特例措置が適用されるよう、要件の緩和を行うこと。
- 2 平成29年度までとされている国際戦略総合特区における税制上の支援措置について、適用期間を延長するとともに、特例措置の内容を維持すること。また、総合特区推進調整費について、羽田空港周辺の一体的なイノベーション拠点の形成を加速化する事業への充当を図ること。
- 3 ナノ医療イノベーションセンターにおけるスマートヘルスケア社会の実現に向けた革新的な研究開発・社会実装の着実な推進に必要な予算拡充を図ること。
- 4 リサーチコンプレックス殿町拠点について、専門人材の配置や拠点間交流の促進など、融合研究、新事業創出及び拠点の持続的な発展に資する取組に対して、追加支援を図ること。
- 5 産学連携によるアントレプレナー等のイノベーション創出を担う人材育成機能や事業化促進のための施設整備に対し財政支援策を講じること。
- 6 革新的医薬品等を実用化する研究開発型企業の国際競争力強化のため、保険適用にあたりイノベーションの成果を十分評価する制度の構築を行うとともに、予見可能性の向上を図ること。

■ 要請の背景

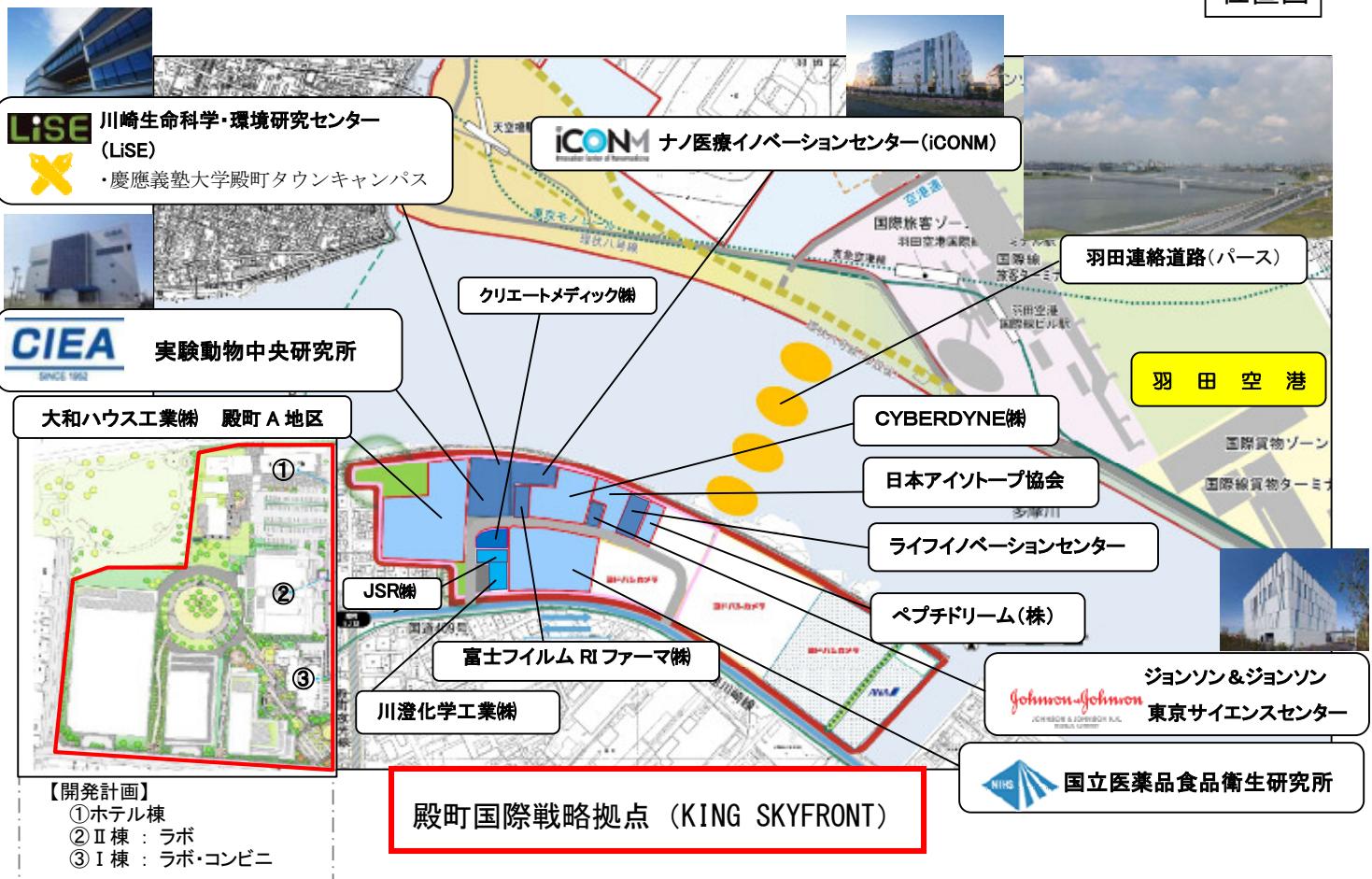
- 税制上の支援措置について、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動拠点の形成に向け、課税の特例が広く活用されることが重要であることから、自主財源で区域内に投資活動を行う事業者に対しても特例措置が適用されるよう要件の緩和が必要です。
- 上記に加え、国際戦略総合特区計画の目標実現に向け、税制上の支援措置等の継続が必要です。
また、我が国の経済をけん引する国際空港・羽田周辺の一体的なイノベーション拠点の形成の加速化に向けて、総合特区推進調整費を柔軟に活用し、新たな課題の解決に機動的に対応していくことが必要です。
- 国際科学イノベーション拠点整備事業による「ナノ医療イノベーションセンター」については、少子高齢化先進国において、日常生活の中で自律的に健康を手にするスマートライフケア社会の実現のために、これまで進めてきた研究開発・社会実装を一層加速させが必要です。
- 国立研究開発法人科学技術振興機構による「リサーチコンプレックス推進プログラム」の殿町拠点については、融合研究や事業化を促進する人材の配置など本市の拠点マネジメント体制の構築や交流連携促進事業等と連携した追加支援を行うことにより、拠点の持続的な発展に向けた取組の呼び水とする必要があります。

- 国際戦略拠点である殿町キングスカイフロントにおいては、技術革新と社会実装を加速し新分野や新産業の創出を目指すために、国内外の産・学・官・金の幅広い人々が集う交流・連携プラットフォームづくりを行っています。こうした中、持続的なイノベーション創出を担う人材育成機能や、事業化促進機能を充実させるための共同利用施設や設備の導入が必要です。あわせて、そのプラットフォームの運営支援が必要です。
- 革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の早期実用化による研究開発型企業の成長と国際競争力強化のため、殿町国際戦略拠点では、ドラッグデリバリーシステムとナノテクノロジーを活用した難治性がん等の治療や、再生医療による脊椎損傷の治療に向けた研究開発等が進められています。こうした最先端の研究開発の成果を社会還元していくためには、その研究成果の革新性が薬価や保険点数等に十分反映されるような評価制度を構築するとともに、その予見可能性を向上することが必要です。

■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 研究開発機能の集積
- 最先端研究開発成果の社会還元

位置図



この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部国際戦略推進部 TEL 044-200-3690

“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について

【総務省・経済産業省・国土交通省・環境省】

■ 要請事項

- 1 水素・燃料電池ロードマップの着実な推進に向けて、水素利用の拡大に資する規制改革等を積極的に進めるとともに、財政的措置を講ずること。
- 2 水素の貯蔵にあたり、高圧未満での貯蔵や水素ステーション以外の用途での高圧貯蔵について、水素社会の実現に資するよう水素ステーションと同様の規制緩和を検討するとともに、建築基準法における貯蔵量上限規定についても明確にすること。また、水素吸蔵合金を用いた水素貯蔵方法についても同様に、安全面における技術基準を明確にするとともに、関係法令への位置付けを行うこと。
- 3 水素パイプラインによる水素供給については、水素の普及拡大に繋がるよう道路への配管埋設や橋梁への添架に対する安全性や設置に関する技術基準を早期に整備すること。
- 4 環境性の高い水素関連施設については、工場立地法における環境施設に位置付けるなど、事業者が水素の取組を実施しやすいよう環境を整備すること。
- 5 水素サプライチェーンなど環境性の高い水素関連のインフラ事業を推進するため、CO₂削減効果等の環境価値を認証し優遇する制度を構築すること。
- 6 実証事業において整備した水素・燃料電池関連設備やインフラ等については、事業終了後も新たな水素関連事業等に活用できるよう弾力的に制度を運用すること。

■ 要請の背景

- 昨年3月に、国の「水素・燃料電池ロードマップ」が改訂され、新たな目標設定や取組の具体化が行われるなど、次世代のクリーンエネルギーである水素エネルギーの重要性が一層増しています。また、昨年11月のパリ協定の発効を受けて、温室効果ガスの削減が喫緊の課題となる中、2050年までに温室効果ガス80%削減を実現するためには、水素・燃料電池の導入促進に向けて一層取組を進めることができます。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、我が国の技術力を世界に発信する絶好の機会となりますが、隣接する本市におきましては、「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づき、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを推進しており、水素の社会実装に向けた取組を進めています。
- 水素エネルギーの普及にあたっては、水素関連のポテンシャルが高い本市をフィールドとして先進的なプロジェクトを実施し、その有効性等を評価した上で技術基準を整備し水平展開していくことが必要です。
- 再生可能エネルギーと水素を用いた自立型エネルギー供給システムの市街地への展開にあたり、水素貯蔵量の上限が制約となっていることから、貯蔵方法や貯蔵量について、法令の整備も含めた新たな視点に基づく総合的な整理が必要です。

- コスト競争力のある水素のオンライン供給を実現するためには、水素配管の埋設等について、根拠法令や安全基準、設置基準の整備が必要です。
- 既存の工場や事業所等の機能更新等にあわせた水素関連施設の導入促進にあたっては、工場立地法上の緑地等について、緩和措置や新たな特例の設置をすることが有効です。
- 水素エネルギーの導入促進やサプライチェーンの構築に向けては、CO₂削減効果等のコスト以外の付加価値を適切に評価してブランド化するなど、既存のエネルギーインフラに対して一定程度の競争優位性を持たせ、取引スキームを構築することが必要です。
- 水素の普及拡大に向けては、実証事業の成果をベースとして、取組を拡大し、普及に繋げていくことが有効です。そのため、実証事業で整備したパイプライン等のインフラや設備等を実証事業終了後も効果的に活用し、新たな事業の創出を行うことが必要です。

■ 効果等

- 水素需給の拡大と水素を起点とした新たな産業の創出
- 水素の有用性と安全性に関する理解の促進、社会受容性の向上
- 再生可能エネルギーの普及促進、エネルギーの最適利用、防災機能の向上
- エネルギー供給源の多様化、CO₂削減、環境負荷の低減

「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく6つのリーディングプロジェクト

① 水素サプライチェーン構築モデル



海外の未利用エネルギー由来の水素をトルエンと反応させて常温常圧の液体にし川崎臨海部に運び、再び水素を取り出して水素混焼発電を行う水素サプライチェーンの実証

② 水素B C Pモデル



太陽光発電の電気で製造した水素を貯蔵し、燃料電池により平常時や災害時に施設や避難者に対して電力や温水を供給する自立型エネルギー供給システム「H2One」の実証

③ 鉄道駅におけるCO₂フリー水素活用モデル



再生可能エネルギーなどを駅に導入する「エコステ」の取組として、JR南武線武蔵溝ノ口駅において鉄道事業者として初めてCO₂フリー水素を導入し、平常時や災害時に活用

④ 地域循環型水素地産地消モデル



使用済
プラスチック



地域で発生する使用済プラスチック由來の水素を、臨海部の国際戦略拠点キングスカイフロントにパイプラインで輸送し、大型燃料電池を活用してエネルギーを利用する水素の地産地消モデルの実証

⑤ 産業分野における低炭素水素利活用モデル



Iwatani



横浜市

風力発電の電気で水を電気分解して製造した水素を、新開発の簡易水素充填車を使って京浜臨海部の物流倉庫等に輸送し、燃料電池フォークリフトで利用する実証

⑥ パッケージ型水素ステーションモデル



水素製造装置、水素充填設備、ユーティリティ設備等のパッケージ化により、整備費用縮減と工期短縮を実現するパッケージ型水素ステーションの実証

この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部 TEL 044-200-2095

羽田連絡道路をはじめとする臨海部地域の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 国家戦略特区の目標である国際的ビジネス拠点の実現等に向けて、平成32年を目指した羽田空港を中心とした成長戦略拠点の形成及びそれを支える羽田連絡道路の整備には国の支援が不可欠であることから、引き続き必要な財政措置等を講ずること。
- 2 首都圏の国際競争力の強化を図るため、広域的なネットワークを構築する国道357号の未整備区間について、必要な事業費を確保し、着実な整備を進めること。また、多摩川トンネルをはじめとする整備には膨大な事業費が見込まれることから、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を進めること。

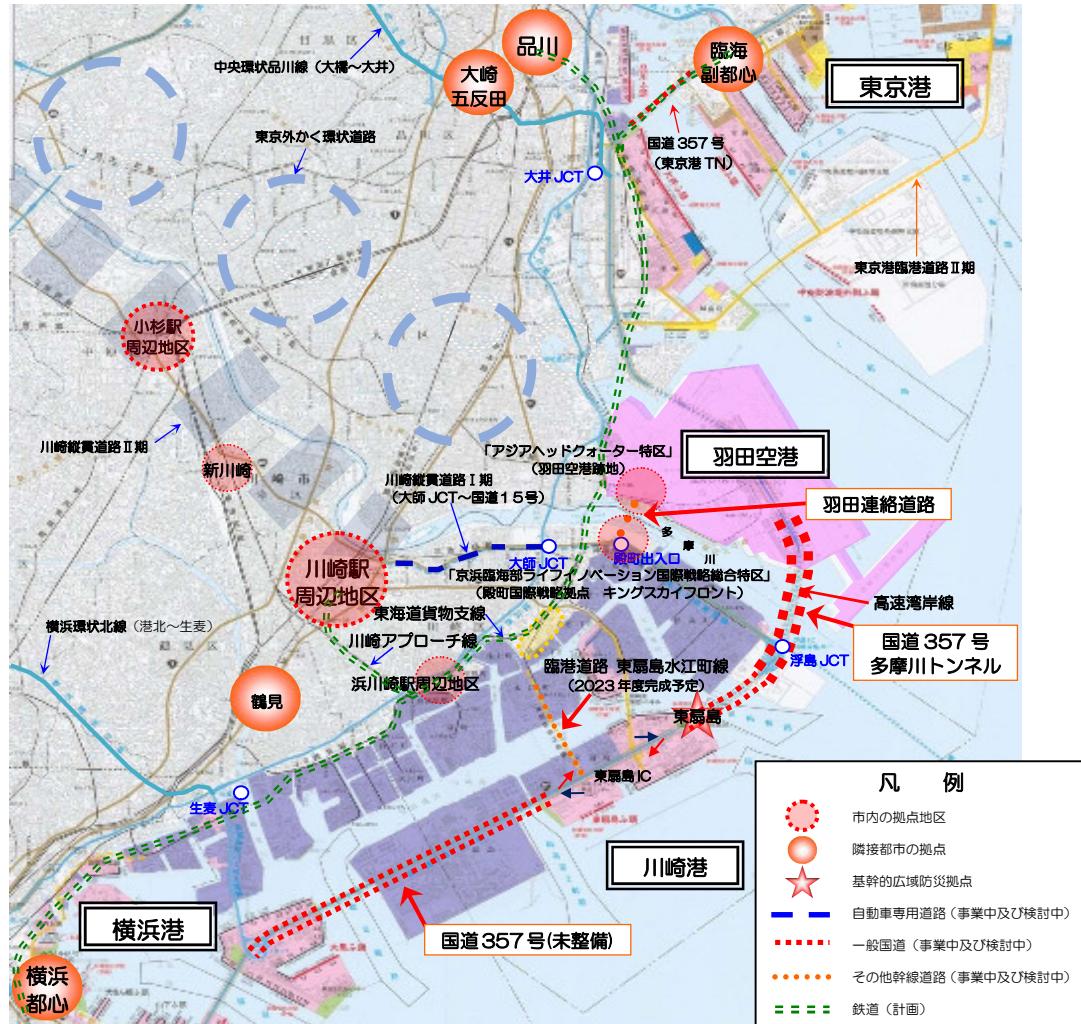
■ 要請の背景

- 本市の臨海部地域は、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、日本経済の発展に大きく貢献しながら持続的な発展を続けており、本市としても将来を見据えた「(仮称) 臨海部ビジョン」の策定を進めるなど、更なる機能強化に取り組んでいます。
- 臨海部の交通基盤は、こうした経済・産業活動を支える上で重要な役割を担っており、臨海部全体の活性化や大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要であり、また東京オリンピック・パラリンピックを控え、それを見据えた取組が求められています。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るために、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。
- このような中、本市の臨海部地域では、臨港道路東扇島水江町線が事業中です。さらに、国家戦略特区の目標を達成するためのプロジェクトの一環として発足した「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備について事業を推進しており、また平成28年度には、都県境を跨いで特定都市再生緊急整備地域の区域が拡大されるなど、機能強化に向けた取組が進んでいます。
- 羽田連絡道路は、本市殿町地区と羽田空港跡地との連携を強化し、羽田空港を核とした一体的な成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、平成32年までの完成に向けて、平成29年度から工事に着手します。

- 国道357号は、首都圏の広域的なネットワークを構築する幹線道路であり、国際競争力の強化を図るために、空港、港湾の連携軸として重要な路線です。また、本市臨海部のアクセス改善や活性化及び大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも、羽田空港と大黒ふ頭間の未整備区間の整備が必要です。
- 国道357号多摩川トンネルは、平成28年2月に事業着手し、トンネル工事に向けた現地での調査やトンネル及び道路設計が実施されています。

■ 効果等

- 成長戦略拠点の形成 ○ 東京湾岸地域との連携強化
- 京浜臨海部や空港周辺の一般道路交通の整序化 ○ 空港へのアクセス改善
- 沿道環境の改善 ○ 防災機能の向上



連絡道路橋梁イメージ図（羽田空港側より多摩川上流を望む）



※第3回「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」の資料より抜粋

平成30年度
国の予算編成に対する重点要請書

平成29年6月発行

編集発行 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044(200)2183